

## 福生市後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福生市（以下「市」という。）が各種事業に対して後援名義の使用を承認（以下「承認」という。）する際の要件及び手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 後援名義の使用対象事業は、次の各号のいずれかに該当する団体等（以下「団体等」という。）が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他公共的団体
- (2) 市内に事業所を有する公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずる団体
- (3) 報道機関、学術研究機関又はこれに準ずる機関
- (4) 市内に事業所を有する社会教育関係団体、社会福祉関係団体又はこれに準ずる団体
- (5) その他市長が適当と認めた団体

第3条 市が承認する事業は、その目的及び内容について、当該事業を所管する課（以下「所管課」という。）が市の教育、芸術、文化及びスポーツ振興並びに地域振興、社会福祉の増進その他市の施策の推進に寄与すると認めるもの（所管課が不明のときは、総務部総務課において認めるもの）で、かつ、公益性がある事業であって、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 団体等の存在が明確であるもの
- (2) 市民全般又は市民の相当な範囲を対象とするものであるもの
- (3) 特定の流派、個人の発表会等以外のものであるもの
- (4) 宗教活動又は政治活動以外のものであるもの
- (5) 当該事業を開催運営するために必要な経費として特に必要と

認められるものを除き、営利を目的とした入場料その他これに類する費用を徴収しないものであること。ただし、市長が特に認めたものを除く。

(6) 主に営利又は商業宣伝を目的としないもの

(7) 開催又は開設の場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が十分講じられているもの

(8) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織の利益にならないもの

(9) 法令又は公序良俗に反しないもの

(10) その他市長が特に必要とする要件を満たしているもの

(承認の申請)

第4条 承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、福生市後援名義使用承認申請書（別記様式第1号）及び事業収支予算計画書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、当該事業の開始日の30日前（ポスターその他の印刷物等に後援名義の表示をする場合は、その印刷日の30日前）までに、市長に申請しなければならない。

(1) 事業内容及びその計画を明らかにするもの

(2) 申請者が第2条第5号に該当する場合は、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにするもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、福生市後援名義使用承認通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、必要な条件を付することができる。

(不承認の決定)

第6条 市長は、前条の規定による審査により、承認することが不相当と認めるときは、福生市後援名義使用不承認通知書（別記様式第4号）により、その理由を付し、申請者に通知するものとする。

(承認の期間)

第7条 後援の承認期間は、原則として、承認の日から当該承認の事業が終了する日までとする。

(承認の変更)

第8条 承認を受けた団体等は、事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市へ連絡し、指示を受けるとともに、福生市後援名義使用変更届（別記様式第5号）を提出するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、第5条の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、福生市後援名義使用承認取消通知書（別記様式第6号）により、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請に係る記載事項に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 第2条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第5条後段の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 承認を受けた団体等又は事業の内容を変更するとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による承認の取消しによって団体等に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(報告書の提出)

第10条 承認を受けた団体等は、事業の終了後30日以内に、福生市後援名義使用事業完了報告書（別記様式第7号）及び事業収支決算書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において、現に市の承認を受けている事業の後援名義使用承認事務の取扱いについては、なお従前の例による。